

2016 年度 Expert 試験 Q12

1. 今回のテキスト

今回取り上げるのは 2017 年 2 月 23 日実施の Expert 試験問題です。

問題 12

本邦の輸出者が外国のメーカーに国際輸出管理レジームの英文を参考にして該非に関するスペックを確認する場合、どの国際輸出管理レジームの英文を参考に確認したら良いか、次の A から D までのうち、下線部分が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを 1 つ選び なさい。 (中略)

C 本邦の貿易会社は、香港のメーカーより、告示貨物に関連する貨物 X を購入し、海外で販売する 予定である。この場合、告示貨物は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・ア レンジメントのサイトにある Sensitive List の英文を参考にメーカーにスペックを確認する。

D 本邦の貿易会社は、香港のメーカーより、提出書類通達の別表 2 の付表 (付表技術) に関連する 技術 X を購入し、海外で販売する予定である。この場合、付表技術は、ワッセナー・ア レンジメン トの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Very Sensitive List の英文を参考に メーカーにスペックを確認する。

【解説】

C は正しい。告示貨物は、ワッセナー・アレンジメントの Sensitive List にあたる。

D は誤り。 提出書類通達の別表 2 の付表 (付表技術) は、ワッセナー・アレンジメントの Very Sensitive List ではなく、Sensitive List にあたる。(『CISTEC ジャーナル』2017.7 より)

これからこの「正解」の問題点を論ずるにあたり、まず次節で予備知識としてワッセナー協定 (WA) の規制品目リスト 3 種類の関係・構造に触れることにします。初歩的なおはなしなので、既にご存知の方は第 3 節へスキップなさって下さい。

2. ワッセナー協定 (WA) の 3 つのリスト

WA には次の 3 種類の規制品目リストがあります。

- ・基本リスト (Basic List/BL)
- ・機微な品目リスト (Sensitive List/SL)
- ・極めて機微な品目リスト (Very Sensitive List/VSL)

スペックとしては「BL<SL<VSL」の順らしいぞ、というのが第一印象だと思います。

いうなれば「3 部リーグ<2 部リーグ<1 部リーグ」という感じで。

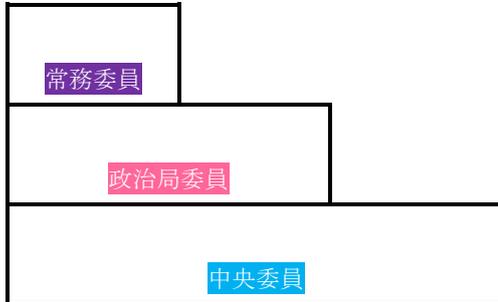
あるいは「市議会議員<県議会議員<国会議員」というところでしょうか。

ところがそれは誤解なのです。3 つのリストはそのような、棲み分けの階層構造の関係ではありません。

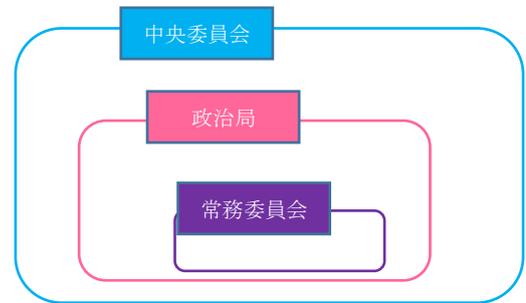
それは包含関係なのです。中国共産党でいうなら「中央委員会⊃政治局⊃常務委員会」のよう

な関係です。力のレベルでいえば「中央委員<政治局委員<常務委員」ですが、
記号の向きが反対なのが面白い、と個人的には感じたので図示してみました。

力関係では常務委員が最強



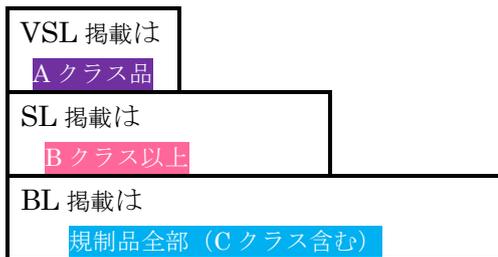
人数的には常務委員会は最小の部分集合



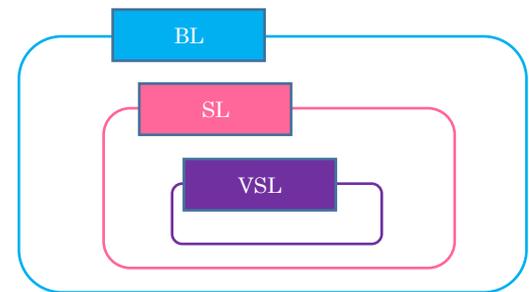
WA リストに話を戻すと、規制品目は全部 (A クラスから C クラスまで) BL に載っており、
その中の「政治局委員クラス以上」が SL に、さらに「常務委員クラス」が VSL に掲載されて
いるという構造なのです。これも図示してみましょう。

レベル的にはVSL 品が A クラス

だが A クラス品は SL にも BL にも記載

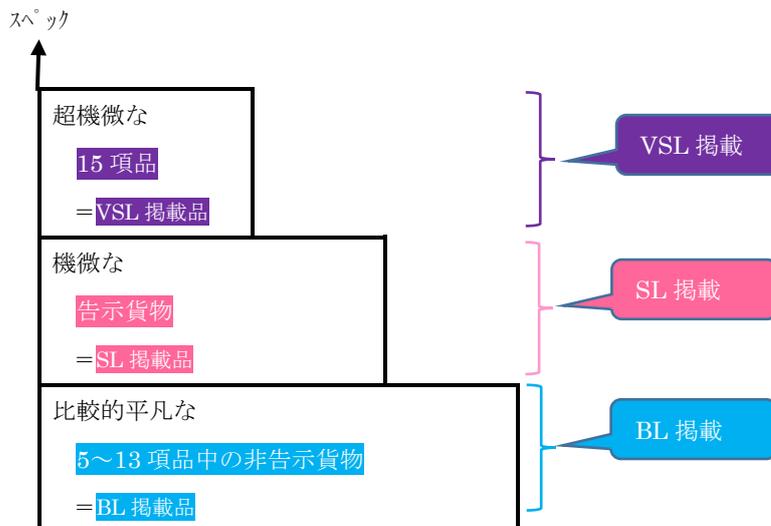


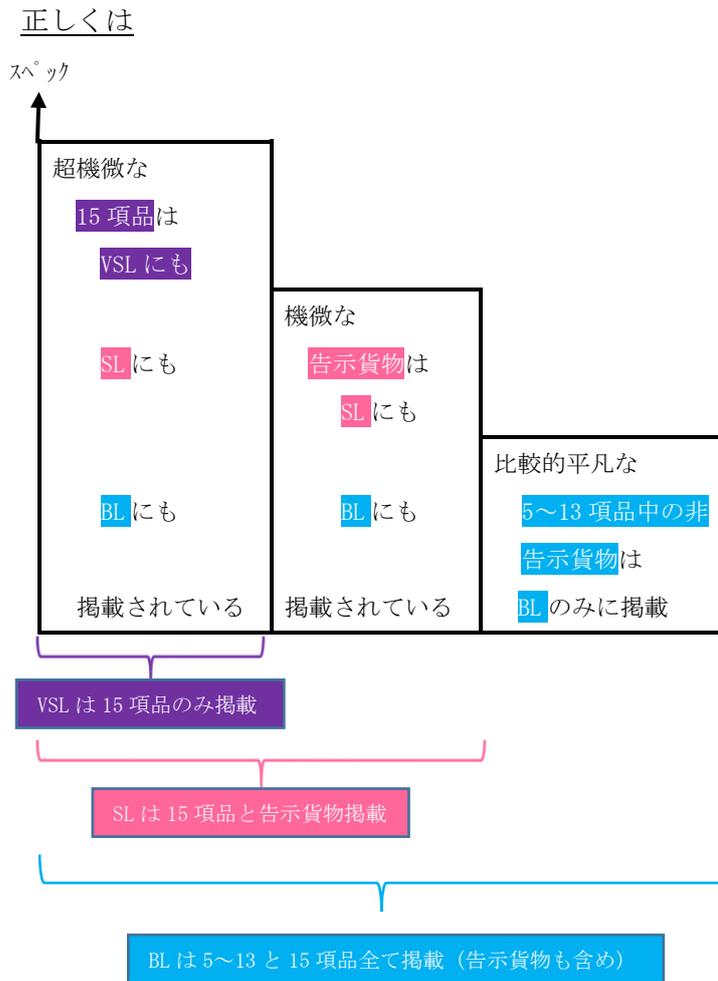
集合的にはVSL・SLはBLに包含される



これをわが国の規制貨物リストにあてはめると下記のような塩梅になります。

棲み分け的階層関係ととらえた誤解





3. 「SL (Sensitive List) 掲載」でも告示貨物とは限らない

リスト間の関係の一般論は前節の通りですが、これを踏まえて今回のテキストの「模範解答 C」を考えてみましょう。

最も基本的な問題点は、たとえ SL 掲載貨物であっても告示貨物とは限らないことです。

なぜなら「告示貨物と SL の関連性」は深いのは事実ですが、両者の関係はイコール（解説が言うような「告示貨物は SL にあたる」）ではないからです。（正しくは「SL に含まれる」）

たとえば 2015 年 12 月版 SL 冒頭に「1.A.2.」の記述があります。

1.A.2. "Composite" structures or laminates...

上記の「"Composite" structures or laminates...」は BL (Basic List) の 1.A.2 項掲載品目の全部を意味します。ところが 1.A.2 項掲載品目イコール告示貨物というわけではありません。なぜなら 1.A.2 項には VSL 掲載品目も含まれているからです。

VSL の関連個所を見てみましょう。

1.A.2.a.

"Composite" structures or laminates consisting of an organic "matrix" and materials specified by 1.C.10.c. or 1.C.10.d.

御覧の通り、(BL) の 1.A.2 項のうち、細目 a(すなわち 1.A.2.a)の上記網掛けの条件に該当するものがリストアップされています。網掛け部分の詳細については後に譲るとして、今言えることは、「SL 掲載品の一部分が VSL にも重複掲載されている」ということです。

つまり SL 品のうち一部は告示貨物ではなく 15 項貨物の可能性ありということです。

そこで我が国条文との対応関係を見てみました。

1.A.2.

"Composite" structures or laminates, having any of the following:

a. Consisting of an organic "matrix" and materials specified by

1.C.10.c., (註 ; 1.C.10.c は貨物等省令 4 条十五号ハに相当

この材料+有機マトリックスの成形品は省令 14 条一号該当=15 項品)

1.C.10.d. (註 ; 1.C.10.d は貨物等省令 4 条十五号ニに相当

この材料+有機マトリックスの成形品は省令 14 条一号該当=15 項品)

or

1.C.10.e.; or (註 ; 1.C.10.e は貨物等省令 4 条十五号ホに相当

この材料+有機マトリックスの成形品は省令 4 条二号イ該当=告示貨物)

b. Consisting of a metal or carbon "matrix", and any of the following:

1. Carbon "fibrous or filamentary materials" having all of the following:

a. A "specific modulus" exceeding 10.15×10^6 m; and

b. A "specific tensile strength" exceeding 17.7×10^4 m; or

2. Materials specified by 1.C.10.c.

(註 : 1.A.2.b.1 は省令 4 条二号ロ(一)に、1.A.2.b.2 は 4 条二号ロ(二)に相当=告示貨物)

SL 品のうち淡紅色で網掛けしたものが告示貨物、紫で網掛けしたものが 15 項貨物であることが見て取れるかと思えます。SL 掲載だからといって告示貨物とは言い切れないということです。

4. しかし告示貨物か否かの確認時に「SL も見る」の दौरान？ は不可

「SL も見る」のであれば問題文 C のいう「SL を参考にメーカーへ確認」したことになるんじゃないか？ 出題者をかばってそうおっしゃる方がいるかもしれません。

しかしそれはダメです。なぜなら、たとえば 15 項品か否かを判断する際に「BL を参考にメーカーへ確認」をみなさんは○にしないでしょ？ 実際には「VSL だけでなく BL も見る」必要があるのですが。(もし BL を併せて見ないと「VSL 不掲載だったら規制非該当」と早合点する危険があります)

5. 「SL を参考に照会」が不要なケースもある

さきほどの複合材料成形品の SL を再度見てみましょう。

1.A.2. "Composite" structures or laminates...

私たちが「告示貨物に当たるか確認してみよう」と考えるのは「その品目が規制該当と判明した後と相場が決まっています。つまり「BL に照らしての該非情報を得た後」というわけです。

さてここで「本品は BL に照らし 1.A.2 該当」と分かっていたならどうでしょう？ 私たちは既に「本品は SL 該当」であることも承知していることにはなりませんか？（但しさらにそこから「VSL には該当していないか」を調べる必要があるわけですがともあれこのケースでは、「SL を参考に照会」は要らないのです）

6. 「全てのリストを参考にせよ」ということか？

はい、基本的にはそういうことです。

ここまで再三にわたり、「SL だけ見てたのではダメですよ。他のリストも併せ見ないと」と申し上げてきましたから。

しかし「では仕入れ先に、関係全リストを送って回答（判定）を依頼しよう」というのはお勧めしかねます。「質問事項を工夫するのに手間をかけるぐらいならサッサと機械的に照会をかけてしまえ」と言いたい人の気持ちはわかります。（それには一定の能力も必要ですし、面倒くさくもありますからね） また、「全部答えてもらえる」なら「全リストを送る」価値もあるでしょう。

けれども、分厚い紙の束など送った日には、金輪際回答を得られない可能性が濃厚です。いかに答えやすい形に質問をしぼりこみ、必要情報を入手するか。それこそがプロの腕の見せ所なのです。

おやおや、またも毎度おなじみの濃淡管理論議になってしまったようなので、今日はこの辺で終わりに致します。

(2017.9.28)